

コラムでスタディ! No.31

いつまでも、安心して暮らしていくために

日常生活 自立支援事業

成年後見 制度

住み慣れた地域で誰もが安心して自分らしく暮らし続けることは、私たちの望みであり、誰もが持っている権利です。ところが、病気や障害によって、大事なことを自分で判断したり選んだりすることや、それを覚えておくことが難しくなってくると、生活する上で色々な困りごとが出てきます。自分の判断や選択に心配のある方、いろいろな契約手続きに不安がある方、まずはご相談ください。

日常生活自立支援事業とは

日々の生活の中で、自分で判断はできてもその判断に不安がある場合に、相談対応や情報提供、援助を行います。

「日常的な生活援助の範囲内」で、福祉サービスの利用手続きや金銭管理のお手伝いをして、本人がいきいきと安心して暮らせるようにサポートします。

こんな時に相談を!

- 福祉サービスを使いたいけど手続きがわからない
- 銀行でお金をおろしたいけど自信がない
- 計画的にお金を使いたいけど、いつも迷う
- 書類がたくさん来るけど、どう手続きしたらいいかわからない
- 最近物忘れが多くて、通帳をちゃんとしまったかいつも心配

お問い合わせ先

鏡野地域福祉センター
電話(0868)54-1243
FAX(0868)54-3699

成年後見制度とは

認知症の方や、知的障害のある方、精神障害のある方などで、判断能力が不十分と認められた方に、その判断能力に応じて「成年後見人」「保佐人」「補助人」がつきます。

判断能力が不十分な方々の権利を護り、財産の管理や身の回りのことに関する契約等の法律行為全般を行います。

こんな時に相談を!

- 本人がよくわからないまま契約をしてしまう
- 必要もないのに、訪問販売などで商品を何度も購入してしまう
- お金の支払いのことが理解できなくなった
- 金融機関での手続きができなくなった



お問い合わせ先

鏡野町地域包括支援センター
電話(0868)54-2984
FAX(0868)54-0505

■お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課 介護保険係 担当:和田 電話(0868)54-2986 FAX(0868)54-2891